別表六の二(九)の記載要領第1号中「第68条の11第2項又は第3項」を「第68条の11第7項から第9項まで」に改め、同第1号を次のように改める。

「税額控除限度額

(11)×7又は10/100　(12)　及び　(20)×7又は10/100　(21)

」

「繰越限度超過加算額

2　の各欄は、その適用を受ける連結法人が租税特別措置法第68条の11第7項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人である場合には「7又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消すこと。

別表六の二（九）　中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

円

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）			1	
	調整前連結税額の個別帰属額 (35)×(1)/(31)			2	
	当期繰越分	特定生産性向上設備等以外のもの	取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額）	3	
			税額控除限度額 (3)×7/100	4	
			法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (36)×(1)/(32)	5
				個別帰属額基準額 (2)×20/100	6
				法人税額基準額（(5)と(6)のうち少ない金額）	7
			当期税額控除可能額（(4)と(7)のうち少ない金額）		8
			調整前連結税額超過構成額 (38)×(8)/(37)		9
			当期税額控除額 (8)－(9)		10
		特定生産性向上設備等	取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額）－(20)	11	
			税額控除限度額 (11)×7又は10/100	12	
			法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (40)×(1)/(33)	13
				個別帰属額基準額 (2)×20/100	14
				個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)－(8))	15
				法人税額基準額（(13)と(15)のうち少ない金額）	16
			当期税額控除可能額（(12)と(16)のうち少ない金額）		17
			調整前連結税額超過構成額 (42)×(17)/(41)		18
			当期税額控除額 (17)－(18)		19
		特例繰越分	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「9」のうち同表「6」が特例対象連結事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額）	20
				繰越限度超過加算額 (20)×7又は10/100	21
	前期繰越分		繰越税額控除限度超過額（別表六の二(九)付表「10の計」）	22	
		法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (44)×(1)/(34)	23	
			個別帰属額基準額 (2)×20/100	24	
			個別帰属額基準額の残額 (24)、((24)－(8))又は((15)－(17))	25	
			法人税額基準額（(23)と(25)のうち少ない金額）	26	
	当期繰越税額控除可能額（(22)と(26)のうち少ない金額）			27	

円

各連結法人の合計額の計算	前期繰越分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(九)付表「11の①」)(48)×(45)＋(別表六の二(九)付表「11の②」)(49)×(46)		28	
		当期繰越税額控除額 (27)－(28)		29	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(19)＋(29)			30	
	各連結法人の合計額	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）		31	
		特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（特定生産性向上設備等以外の特定機械装置等の取得連結法人の(1)の合計）		32	
		特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（(20)以外の特定生産性向上設備等の取得連結法人の(1)の合計）		33	
		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）		34	
		調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		35	
		総調整前連結税額基準額 (35)×20/100		36	
	当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）		37
			調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「16の②」）		38
			当期税額控除額の合計額 (37)－(38)		39
		特定生産性向上設備等	総調整前連結税額基準額の残額 (36)又は((36)－(37))		40
			当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(17)の合計）		41
			調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「17の②」）		42
			当期税額控除額の合計額 (41)－(42)		43
	前期繰越分	総調整前連結税額基準額の残額 (36)、((36)－(37))又は((40)－(41))			44
		繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度	平・・ 平・・（各連結法人の別表六の二(九)付表「11の①」の合計）	45
				平・・ 平・・（各連結法人の別表六の二(九)付表「11の②」の合計）	46
			合計		47
		調整前連結税額超過構成額	連結事業年度	平・・ 平・・（別表六の二(二十一)付表「13の②」）	48
				平・・ 平・・（別表六の二(二十一)付表「14の②」）	49
			合計		50
		当期繰越税額控除額の合計額 (47)－(50)			51
	法人税額の特別控除額の合計額 (39)＋(43)＋(51)				52

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）